

強制動員犠牲者支援法国籍条項・死亡時期限定条項違憲訴願  
決定

(憲法裁判所 2015年12月23日決定)

[→韓国戦後補償裁判総覧](#)

[→HOME](#)

# 憲法裁判所

## 決定

事件 2013헌마11 対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法第2条第3号ウ等違憲訴訟

請求人 [別紙] 請求者目録の通り

請求人代理人 法務法人ヘマル 担当弁護士張完翼

法務法人ウォン 担当弁護士のイ・ユジョン

法務法人(有限) チョンピョン 担当弁護士シム・ジェファン

法務法人チヒャン 担当弁護士 イ・サンヒ

弁護士パク・ヨンイル、ソンヨンシル、ユン・ジョン

当該事件 ソウル行政法院2012구합25965慰労金支給却下決定等取消

宣告日 2015年12月23日

### 主文

「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」(2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの)第2条第3号ウのうち「1990年9月30日まで」の部分及び第7条第4号中「第4条第1号によって遺族が支給される慰労金」の部分は憲法に違反しない。

### 理由

#### 1 事件の概要

ア 請求人金○スンの父亡金○シクは1944年10月頃日帝によってロシア地域に労務者として強制動員され2007年9月25日に死亡し、請求人宋○ジュの父亡宋○トクは1938年頃に日帝によりロシアサハリン及び日本九州地域に労務者として強制動員され2001年2月28日に死亡し、請求人許○トルの父亡許○ドは1941年頃に日帝によりロシア地域に労務者として強制動員され1993年10月9日に死亡した。請求人金○スン、宋○ジュ、許○トル(以下「請求人金○スンら」という)は2011年6月頃、対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会(以下「委員会」という)にサハリン地域国外強制動員犠牲者の遺族として慰労金の支給を申請したが、亡金シク、宋○トク、許○ドの各死亡時期が1990年9月30日以後であるから国外強制動員犠牲者に該当しないという理由で申請が棄却された。

イ 請求人金○ゴンの父亡金○オク、請求人金○ウンの父亡金○チク、請求人金○ファンの父亡金○ヨル、請求人李○ウクの父亡李○キ、請求人ハ○シクの父亡ハ○ホはサハリン地域国外強制動員犠牲者である。請求人金○ゴン、金○ウン、金○ファン、李○ウク、ハ○シク（以下「請求人金○ゴンら」という）は2011年6月頃、委員会にサハリン地域国外強制動員犠牲者の遺族として慰労金の支給を申請したが、請求人らが大韓民国国籍を保有しないという理由で申請が却下された。

ウ 請求人らは2012年8月3日の上記却下及び棄却の決定の取消を求める訴訟を提起し（ソウル行政法院2012구합25965号）、その訴訟の係属中に「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第2条第3号ウ及び第7条第4号が平等原則等に違反すると主張して違憲法律審判提請申請をしたが（ソウル行政法院2012、3866）、2012年11月30日に申請が却下されると、2013年1月8日に憲法訴願審判を請求した。

## 2 審判対象

請求人らは「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」第2条第3号ウ及び第7条第4号すべてに対して審判請求をしたが、上記第2条第3号ウについて当該事件において請求人金○スンらが争うのはサハリン地域強制動員被害者の死亡時期を「1990年9月30日まで」に限定した部分であり、上記第7条第4号について当該事件において請求人金○ゴンらが問題視しているのは「第4条による慰労金」部分、その中でも特に上記法第2条第3号ウの国外強制動員犠牲者の「遺族」が支給される慰労金部分である。

このため、本件の審判の対象は「対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法」（2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの、以下「国外強制動員者支援法」という）第2条第3号ウのうち「1990年9月30日まで」の部分（以下「定義条項」という）及び第7条第4号中「第4条第1号によって、遺族が支給される慰労金」の部分（以下「除外条項」といい、定義条項と除外条項を合わせて「審判対象条項」という）が憲法に違反するか否かである。

審判対象条項および関連条項は次の通りである。

### [審判対象条項]

対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法（201

0年3月22日法律第10143号として制定されたもの)

## 第2条 (定義)

この法に使用する用語の意義は次の通りである。

3 「国外強制動員犠牲者」とは次の各目の一に該当する者をいう。

ウ サハリン地域強制動員被害者の場合は1938年4月から1990年9月30日までの期間中又は国内に帰還する過程で死亡又は行方不明になった者

## 第7条 (慰労金等支給の除外)

次の各号の一に該当する場合には第4条による慰労金、第5条による未収金及び第6条による医療支援金(以下「慰労金等」という)を支給しないものとする。

4 大韓民国の国籍を保有しない者

## [関連条項]

対日抗争期強制動員被害調査および国外強制動員犠牲者等支援に関する特別法(2010年3月22日法律第10143号として制定されたもの)

## 第1条 (目的)

この法は対日抗争期強制動員被害の真相を究明し、歴史の真実を明らかにするとともに、1965年に締結された「大韓民国と日本国間の財産及び請求権に関する問題の解決と経済協力に関する協定」と関連し、国家が太平洋戦争前後の国外強制動員犠牲者とその遺族等に人道的見地から慰労金等を支援することによってその苦痛を治癒し国民和合に寄与することを目的とする。

## 第2条 (定義)

この法に使用する用語の意義は次の通りである。

3 「国外強制動員犠牲者」とは次の各目の一に該当する者をいう。

ア 1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は国内に帰還する過程で死亡若しくは行方不明になった者又は大統領令に定める負傷により障害を負った者であって第8条6項により国外強制動員被害者として認定を受けた者

イ 「日帝強占下強制動員被害真相究明等に関する特別法」(本法により廃止される法律をいう。以下同じ)第3条第2項第4号又は本法第8条第3号により被害者として認定を受けた者であって、1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝により軍人、軍務員又は労務者等として国外に強制動員され、その期間中又は

国内に帰還する過程で死亡又は行方不明となった者

### 第3条（遺族の範囲等）

① この法において「遺族」とは、被害者、国外強制動員犠牲者及び未収金被害者のうち死亡又は行方不明となった者の親族中、次の各号に該当する者であつて、第8条第3号及び第6号により遺族として認定を受けた者をいう。

- 1 配偶者及び子
- 2 父母
- 3 孫
- 4 兄弟姉妹

② 第4条による慰労金及び第5条による未収金の支給を受ける遺族の順位は第1項各号の順位による。

③ 第1項各号の順位により遺族は第4条による慰労金及び第5条による未収金支援金の支給を受ける権利を有する。但し同順位の者が2名以上ある場合には等しい持分により慰労金及び未収金支援金の支給を受ける権利を共有する。

### 第4条（慰労金）

国家は国外強制動員犠牲者又はその遺族に次の各号の区分に従い慰労金を支給する。

- 1 国外に強制動員され死亡又は行方不明になった場合には国外強制動員犠牲者1名当たり2千万ウォン〔「対日民間請求権補償に関する法律」（法律第2685号対日民間請求権補償に関する法律として制定され法律第3615号対日民間請求権保障に関する法律を廃止法律として廃止された法律をいう）第4条第2項により金銭の支給を受けた場合には犠牲者一人当たり234万ウォンを控除した金額とする〕

### 3 請求人らの主張の要旨

国外強制動員者支援法による慰労金支給において、サハリン地域強制動員被害者及びその遺族らを死亡時期と国籍によって別異に取り扱うことは平等原則に違反し、正義・人道と同胞愛をもって民族の団結を強固にするという憲法前文の精神と憲法上の在外国民保護の義務に違反する。

### 4 判断

#### ア 慰労金の法的性格

憲法裁判所は、旧「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規

定された慰労金等各種の支援が太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員によって被害を受けた者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であると判断した（憲法裁判所 2011年2月24日 2009헌마94；憲法裁判所 2011年12月29日 2009헌마182等；憲法裁判所 2012年7月26日 2011헌바352参照）。

国外強制動員者支援法は、旧「太平洋戦争戦後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」に規定された慰労金等と、実質的に同一内容の支援について規定している。この法は強制動員犠牲者とその遺族に人道的次元から慰労金を支給することにより彼らの苦痛を治癒して国民和合に寄与することを目的とすることを明示的に明らかにしており、(第1条)、強制動員犠牲者の遺族の範囲を民法上の相続人ではなく強制動員による苦痛と悲しみを共にする一部の親族に限定し(第3条)、遺族を強制動員犠牲者と共に独自の慰労金の支給対象者と規定している(第4条)。先例と上記法律の規定の趣旨に照らしてみると、国外強制動員者支援法に規定された慰労金は被害者や遺族らが受けた損害を補償や賠償するものというよりは恩恵的な性格の金員と見るのが妥当である。

#### イ 平等原則に違反するか否か

##### (1) 審査基準

憲法裁判所が平等違反か否かを審査するにあたって厳格な審査基準によるか、緩和された審査基準によるかは立法者に認められる立法形成権の程度によって異なる。具体的に、憲法で特別に平等を要求している場合及び差別的取扱によって関連基本権に対する重大な制限を招来することになる場合は、厳格な審査基準(比例性原則)を適用すべきであり、そうでない場合には緩和された審査基準(恣意禁止原則)を適用すべきである(憲法裁判所 2011年2月24日 2009헌마94参照)。

国外強制動員者に対する支援問題は、我が民族の現代史において非常に重要な意味を持つ事案であることが明らかであるが、憲法で特別に平等を要求する場合とは言い難く、審判対象条項による一部強制動員者についての不利益が人間の生存や核心的自由の行使の基本的条件を制約し、関連基本権に対する重大な制限を招来するものであるとも言い難い。また、既に見たように国外強制動員者支援法に規定された慰労金は太平洋戦争という特殊な状況において日帝による強制動員によって被害を受けた者とその遺族が被った苦痛を治癒するための恩恵的な措置であるが、このような性格の支援の範囲と内容そして方法等を定めるにあたっては、立法者に立法

の目的、対象者の現況、国家予算の財政能力等諸般の状況を考慮して具体的内容を形成できる裁量が認められる。したがって本件は恣意禁止原則に立脚して平等原則違反するか否かを判断すべきである（憲法裁判所2011年2月24日2009헌마94参照）。

## (2) 定義条項

(ア) 請求人金○スンらは、サハリン地域強制動員被害者を韓ソ国交樹立時点の1990年9月30日を基準に区分し、それ以前に死亡した者だけを慰労金支給対象である国外強制動員犠牲者と認め、その後に死亡した者は国外強制動員犠牲者として認めていないのは差別基準に何の合理性もない恣意的な差別であると主張する。

(イ) 国外強制動員者支援法はサハリン地域以外の国外強制動員犠牲者の範囲を1938年4月1日から1945年8月15日の間に日帝によって国外に強制動員され、その期間中または国内への帰還の過程で死亡または行方不明になったり、障害を負った者と定めているにもかかわらず、定義条項はサハリン地域の強制動員被害者の場合旧ソ連によって強制抑留されて国内への帰還が事実上難しかった事情を考慮し、その死亡および行方不明の時期を韓ソ国交樹立が行われた1990年9月30日までに延長している。韓ソ国交樹立により正式国交が樹立され、両国間の交流に重大な転換が行われ、国交正常化後にサハリン同胞の帰国や永住帰国事業等の実施によって生存していたサハリン同胞に対する様々な支援が行われた事情を考慮すると、韓ソ国交樹立以前に死亡または行方不明になったサハリン地域の強制動員被害者を慰労金支給対象である国外強制動員犠牲者として優先的に慰労金を支給することは、広範な立法裁量に照らして立法目的を達成するため適正なものであり、これを顕著に恣意的であったり、不合理なものであるとは言えない。

## (3) 除外条項

(ア) 請求人金○ゴンらは慰労金支給にある、大韓民国の国籍を有するか否かによって国外強制動員犠牲者の遺族を区別して取扱うのは、恣意的な差別であると主張する。

(イ) 国家が個人に特定した理由に恩恵的な給付をする場合、こうした給付は国民が納めた税金等を財源とするもので、特別な事情がない限りその国の国民を給付の対象とすることが原則であり、外国人がそのような給付に必要な財源を充当す

るのに寄与した等の外国人に給付をすべき特別な事情がない限り、外国人をその対象としないからといって憲法に違反するとは言い難い。国外強制動員者支援法は、国民が負担する税金を財源として国外強制動員犠牲者とその遺族に慰労金等を支給することにより、彼らの苦痛と犠牲を慰労するための法であって、国家が遺族に一方的な恩恵を与えるものであるから、その恩恵の範囲から外国人の遺族らを排除して大韓民国の国民である遺族のみを対象にしたものと見られる。現実的にサハリン地域の国外強制動員犠牲者とその遺族に慰労金等を支給し難い予算上の制約が伴う場合、大韓民国の国民が負担する税金で造成される慰労金等を大韓民国国籍を保有する国外強制動員犠牲者とその遺族に優先的に支給することはそれなりの不可避な選択である。したがって大韓民国の国籍を保有しない国外強制動員犠牲者の遺族を慰労金支給対象から除外したからといって、これを顕著に恣意的であったり、不合理なものとはいえない。

#### (4) 小結論

審判対象の条項は憲法上の平等原則に反するとはいえない。

#### ウ 憲法前文及び在外国民保護義務違反するか否か

(1) 前記のように、サハリン地域の強制動員犠牲者の範囲を1990年9月30日まで死亡または行方不明者に限定し、大韓民国国籍を保有しない遺族を慰労金支給対象から除外したのは、合理的な理由があり立法裁量の範囲を逸脱したものとは言えないから、審判対象条項が「正義・人道と同胞愛をもって民族の団結を強固に」することを規定した憲法前文の精神に違反するということもできない。

(2) 憲法第2条第2項は、国家の在外国民保護義務を規定している。「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」(以下「在外同胞法」という)第2条第1号によると、在外国民とは大韓民国の国民として外国の永住権を取得した者または永住する目的で外国に居住している者を意味するので、大韓民国国籍を保有しない請求人金○ゴンらが在外国民に該当するということとはできない。たとえ請求人らに対する保護義務が認められるとしても、前記のように審判対象条項が慰労金支給対象を定めるに当たり、立法裁量の範囲を逸脱したとはいえないから、審判対象条項は憲法上の在外国民保護義務に違反したとはいえない。

#### 5 結論

審判対象条項は憲法に違反しないため、主文のように決定する。この決定は、裁判官パク・ハンチョル、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの下記6のような反対意見



がある他は関与裁判官全員の一致した意見によるものである。

6 裁判官パク・ハン Chol、裁判官イ・ジョンミ、裁判官キム・イスの反対意見

我々は本件法律条項が平等原則に反すると考えるので、下記のとおり意見を明らかにする。

ア 遺族は原則的に民法上の家族の概念に根拠をおいているが、民法は婚姻と血縁関係に基づいて家族を配偶者、直系血族及び兄弟姉妹と規定するのみであり（第779条第1項）、大韓民国国籍を保有するか否かによって区別していない。また、家族に対する韓国社会の一般的概念に照らしてみても、大韓民国国籍を保有しないとしても家族でないとは言えない。

このように国外強制動員犠牲者の遺族は全て国外強制動員犠牲者の家族として本質的に同一であり、大韓民国の国籍を保有しない遺族であってもこの間の精神的・肉体的苦痛と経済的困難は大韓民国国籍を有する遺族の苦痛と異なるところがないという点から、本件法律条項が遺族、特に同順位の遺族らの間で単に大韓民国国籍を保有しているか否かを基準として本件慰労金の支給について差別することは、その合理的な目的や理由を認め難い。

イ 在外同胞法は単に経済的な投資目的等により在外同胞に特別な恩恵を与えるためのものでなく、同じ民族として在外同胞が母国大韓民国に対する自矜心を持つようにして、彼らに大韓民国の国民と類似した地位を付与して民族の団結を強固にしようとする目的で制定された法である。これは在外同胞法が政府には在外同胞が大韓国内で不当な規制や待遇を受けないように必要な支援をする義務を負担させ（第4条）、国内居所申告をした外国国籍同胞の場合、健康保険の適用を受けることができるようにし（第14条）、「国家有功者等の礼遇および支援に関する法律」（以下「国家有功者法」という）または「独立有功者の礼遇に関する法律」（以下「独立有功者法」という）による報奨給与金を受けられるようにした点（第16条）等により裏付けられるものである。

そうであれば、請求人金○ゴンらが単に外国国籍同胞であるという理由により本件慰労金の支給対象から除外すること上記のような在外同胞法の基本目的と趣旨に照らしてその合理性を認め難い。

ウ 国外強制動員者支援法では1 配偶者及び子女、2 親、3 孫、4 兄弟姉妹を遺族と規定し、上記の順位にしたがって慰労金及び未収金支援金を支給すると規定している（第3条第1項乃至第3項）。したがって国外強制動員犠牲者の遺族らのうち大韓民国国籍

を保有しない先順位の遺族を慰労金支給対象から排除したとしてもそれだけで国家の慰労金の支給義務が消滅するものではなく、いずれにせよ彼らに対する慰労金は依然として大韓民国の国籍を保有する後順位の遺族に支給されることになり、本件法律条項が違憲と決定されたとしても国家の財政問題に深刻な影響を及ぼさない。

エ 類似した性格の他の法律と比較してみても、外国国籍同胞は在外同胞法によって国家有功者法と独立有功者法による報勲給与を受けることができ、公務員年金法および軍人年金法等においても、移民した遺族や大韓民国国籍を喪失した遺族の場合にも年金に代えて4年分の年金に相当する金額を一時に支給されるよう規定する等（公務員年金法第44条及び軍人年金法第18条の2）、大韓民国国籍を保有しない遺族に対する給与を拒否していない。

それ以外にも国外強制動員者支援法と類似する個人の特別な犠牲を補償するために制定された「特殊任務遂行者補償に関する法律」、「5・18民主化運動関連者補償等に関する法律」、「老斤里事件犠牲者審査及び名誉回復に関する特別法」、「軍事停戦に関する協定締結後の拉北被害者の補償および支援に関する法律」等においても大韓民国の国籍を保有するか否かによって遺族に対する支援を制限する規定を設けていない。

オ 上記の内容を総合すると、本件法律条項が国外強制動員犠牲者の遺族であるにもかかわらず単に大韓民国国籍を保有しないという理由により本件慰労金の支給対象から排除することは顕著に恣意的で不合理なものとして平等原則に違反すると言ふべきである。

裁判長裁判官 パク・ハンチョル

裁判官 イ・ジョンミ

裁判官 キム・イス

裁判官 イ・ジンソン

裁判官 キム・チャンジョン

裁判官 アン・チャンホ

裁判官 カン・イルウォン

裁判官 ソ・ギソク

裁判官 チョ・ヨンホ

[別紙]

請求人目録

- 1 金○ゴン
- 2 金○ウン
- 3 金○ファン
- 4 李○ウク
- 5 ハ○シク
- 6 金○スン
- 7 宋○ジュ
- 8 許○トル